

国立国語研究所科学研究費助成事業研究実施規程

平成21年10月 1日

国語研規程第45号

改正 平成28年 4月 1日

改正 令和 3年 4月30日

改正 令和 8年 4月 8日

(目的)

第1条 この規程は、国立国語研究所（以下「研究所」という。）の研究教育職員及び非常勤研究員（以下「研究者」という。）が行う研究のうち、科学研究費助成事業（科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金）（以下「科学研究費」という。）を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科学研究費による研究成果を挙げるとともに研究成果の普及を図ることを目的とする。

(研究を行う職)

第2条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するものは次のとおりとする。

- (1) 所長
- (2) 教授、准教授、助教（特任教員を含む）
- (3) 客員教員
- (4) ポストドクトラル研究員、プロジェクト非常勤研究員
- (5) その他所長が認めた者

(研究計画の策定)

第3条 研究者は、科学研究費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを研究所長に提出するものとする。

(研究の実施)

第4条 研究者は、科学研究費による研究を行う場合は、研究所の活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第5条 研究者は、科学研究費により行った前条の研究については、他の規程にかかわらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第6条 科学研究費による研究を行う研究者は、科学研究費制度に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等を独立行政法人日本学術振興会理事長に

提出するものとする。

(管理等の事務)

第7条 科学研究費の研究計画調書の取りまとめは管理部研究推進課、経理管理等の事務は管理部財務課が所掌する。

(法令等の遵守)

第8条 研究所に所属する研究者は科学研究費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科学研究費に関するルールを遵守するものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年4月8日から施行し、令和8年4月1日から適用する。